

動物用医薬品製造販売業者に対する行政処分について

今般、農林水産省により、株式会社微生物化学研究所（以下「京都微研」という。）に対する、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく業務停止命令等の行政処分が行われました。

※詳細については、以下のプレスリリースをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/tikusui/170801.html>

行政処分に伴い、下記の製品が京都微研による自主回収の対象となっています。

記

○対象動物：犬

- ・”京都微研” キャナインー6ⅡSL
- ・”京都微研” キャナインー9ⅡSL
- ・”京都微研” キャナインー11
- ・”京都微研” キャナインーレプト5

○対象動物：猫

- ・”京都微研” フィラインーCPR
- ・”京都微研” フィラインーCPR-NA
- ・”京都微研” フィラインー6
- ・”京都微研” フィラインー7

これを受け、上記の製品を用いたワクチン接種については、動物検疫所の交付する輸出入検疫証明書での証明ができないため、ワクチン接種の証明を希望される場合には別途ワクチン接種が必要となることをお知らせします。

なお、同企業の狂犬病ワクチンについては、従来通り輸出入検疫証明書での証明は可能です。